

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK18124、S2019032

③施設の情報

名称：児童養護施設若松学園	種別：児童養護施設
代表者氏名：柏木 満美子	定員（利用人数）： 40 名
所在地：岐阜県山県市大桑2358番地5	
TEL：0581-27-3148	ホームページ：http://www.wakamatsugakuen.com/
【施設の概要】	
開設年月日 昭和26年1月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人興隆会	
職員数	常勤職員： 23 名 非常勤職員 2 名
専門職員	家庭支援専門相談員 1 名 里親支援専門相談員 1 名
	個別対応職員 1 名 基幹的職員 1 名
	心理職員 1 名 栄養士 1 名
	保育士 9 名 児童指導員 2 名
施設・設備 の概要	(居室数) 13 幼児室 3 児童居室 13
	厨房 2 食堂 1 浴室 3 事務室 1

④理念・基本方針

【理念】「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境のなかで育てられる。(児童憲章より)」を基本としながら、「強く・正しく・朗らかに」の精神で児童養護を行うことを若松学園の理念とする。

【基本方針】

- 1 子どもの命を最優先するとともに、児童の人権を認め養護を実践する。
- 2 子ども個々のニーズや要求に傾聴し、最善の生活環境を整え養護する。併せて子どもが社会性と生きる力を有し、自立ができるよう支援する。
- 3 福祉の理念・児童憲章・児童権利宣言・児童福祉関連法の主旨を理解し、養護を実践する。

- 4 地域や関係機関との連携・連絡を密にし、地域から好かれ、信頼される施設づくりをする。
- 5 職員は豊かな人間性と専門性(知識・養護技術・実践力)、福祉観を有し、職場の輪を大切にする。
- 6 守秘義務を順守し、児童の最善の利益を追求するよう努める。

⑤施設の特徴的な取組

- ・平成29年度から同30年度にわたり計2か所の地域小規模児童養護施設を開設するとともに、近い将来に本体施設を全面改築して各棟分散型の小規模グループホームの設置を検討している。
- ・地域イベントへの子どもたちの参加のほか、毎年開催する施設祭にも地域の人々を招き交流を図っている。
- ・小学校や中学校とは定期的に懇談会を行っている。また、中学校では毎朝施設職員が交代で校門に立って生徒を迎えるなど、小・中学校との関係が良好である。
- ・看護師や心理担当職員を先駆的に配し、児童の健康管理や心理支援等が充実している。
- ・学識経験者等をスーパーバイザーに委嘱して処遇困難事例等の意見を広く求めるなど、幅広い対応チャネルを確保している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成31年4月24日(契約日) ~ 令和2年1月17日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	3回(平成28年度)

⑦総評

本体施設は鉄筋コンクリート2階建てで、築後の年数は経過しているが、多人数部屋を個室や2人部屋に改装し、学習専用室を設けるなど時代にマッチした居室環境を整え、各所の整頓も行き届いている。職員は施設長と事務員のほか、児童指導員や保育士、栄養士に加え家庭支援専門相談員や個別対応職員など多様な専門職員のチームワークにより業務を効果的に推進している。年休の連続取得（連続休暇）を実施するなど働きやすい職場づくりにも取り組んでいる。最近では中堅職員の成長で児童支援技術に厚みも加わり、地域小規模児童養護施設の設置運営など時代が要請する新規事業への取り組みも時宜を得たものと期待が膨らむ。また、児童居室が整理され、適切な環境である。

◇特に評価の高い点

被虐待児童の増加傾向を認識し、児童相談所の措置要請に協力して積極的に受け入れているほか、被虐待等の疑いのある在宅児童の緊急一時保護にも適切に対応している。また、会計事務所とコンサルティング契約を締結して施設経営の安定化に積極的に取り組むなど経営環境の変化等に適切に対応している。

子どもの要求や意向の把握は、日常の会話のほか、施設内の自治会活動への職員参加、独自のアンケート調査等、多面的な方法で行うと共に、把握した内容はケース会議や合同担当者会議で検討し、順次子どもたちの生活に反映させるなど、子どもの満足の向上に向けた一連の仕組みが整っている。

◇改善を求められる点

広報誌やホームページで各種の情報を公開しているが、ホームページの中には記載内容の見直しを要すると伺える箇所が散見されるので、定期的な更新等の取り組みを期待する。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

この度は皆様大変ご多忙の中、当施設の評価をしていただき誠にありがとうございました。

私たちはこの第三者評価という制度を、客観的に日々の取り組みを反省し見直す絶好の機会と捉えております。

貴会よりいただきました評価は、それで気を緩めることなく、より一層、子どもたちの心に寄り添った児童養護に努めてまいります。今後ともご指導ご鞭撻のほどご協力お願い申し上げます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。